注意！
来年度の教育実習の申し込みについて、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、県を超えての移動を極力さけるため、以下の朱書きのように変更いたします。

（教育実習希望者交付用）

令　和　４年　４月　１日
香川県立高松西高等学校

教育実習生（令和5年度）の受け入れについて

1　教育実習生の申し込み時期、受け入れ人数について

(1)　申し込みは、教育実習実施時期の前年の４月以降６月 20 日までとする。

~~(2)　申し込みは、本人が来校し、教頭、教科主任と面接し、本校所定の「教育実習願書」を提出する。~~

【変更点】

(2)　事前に学校（担当教頭）まで電話連絡をすること。
(3)　申し込みは、本校所定の「教育実習願書」「理由書（原稿用紙）」を学校宛に郵送すること。
　　（封筒の表に「教育実習願書在中」と明記すること。）
(4)　願書が届き次第、学校より現住所の電話番号に連絡します。
　　（携帯電話など、確実に連絡のつく電話番号を記入すること。）
(5)　電話で聞き取りを行い、それをもって面接とし、受付完了とする。

(3)　受け入れは、原則として、各教科３名以内を限度とする。ただし、諸事情により受け入れ人数を変更することがある。
(4)　７月中旬頃、受け入れの可否を本人に通知する。
(5)　本校での教育実習の受け入れが実現しない場合に備え、出身中学校にも問い合わせをしておくこと。

2　教育実習生の資格・条件について

(1)　本校の卒業生であること。
(2)　教育実習希望教科の内諾が得られること。
(3)　原則として、在学する大学に附属高校等の教育実習機関がないか、あっても実習を受けられないこと。
(4)　本校の指定する期間（令和５年５月 22 日（月）～6 月２日（金）／6 月９日（金））に実習が可能であること。
(5)　教育実習の後に高等学校の教員採用試験を受験する者であること。
(6)　麻しんワクチンの予防接種を受け、麻しんに対する免疫が認められること。

3　本校からの教育実習生としての内定連絡を受けてからの手続きについて

(1)　本校からの内定電話連絡を受けた者は、所属大学からの「教育実習許可願」（依頼書）を本校に提出する(返信用封筒、切手要)。
(2)　依頼書が届き次第、本校から大学宛に「教育実習受入内諾書」を郵送する。

4　その他

(1)　教育実習生は、本校の指定する日（令和５年５月 19 日（金）15 時）に来校し、実習に先立ちオリエンテーションを受ける。
(2)　オリエンテーションに参加する際、麻しんに対する検査結果がわかる免疫証明書もしくは検査結果表を必ず持参する。